

(証券コード 2207)  
平成30年6月8日

株主各位

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地  
**名糖産業株式会社**  
代表取締役社長 小島寛志

## 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- 日 時 平成30年6月26日（火曜日） 午前10時
- 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階大ホール  
（昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違のないようご注意ください。）
- 目的事項  
報告事項
  - 第76期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第76期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件  
以 上
- 

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meito-sangyo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meito-sangyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な世界経済が追い風となるなかで、良好な雇用環境や賃上げなどにより消費が底堅く推移して、景気の回復基調が続きました。しかし、米国の保護主義的な政策や深刻な人手不足などが企業経営のリスクとして意識されて、景気の先行きには慎重な見方も残りました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品の市場におきましては、消費者の高付加価値商品への需要が高まる一方で、企業間の市場獲得競争により膨らむ販売促進費などが企業収益を圧迫しました。

こうした情勢のもと、当社グループは、商品の品質向上と安全性確保のため品質管理体制の強化に引き続き注力するとともに、お客様の健康志向にお応えするハイカカオチョコレートなどの高機能商品の提供ならびに販売促進キャンペーンなど精力的な営業活動を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比6.5%増の23,565百万円となりました。営業利益につきましては、売上規模の拡大に加えて売上原価率の改善、退職給付費用の減少などにより、前連結会計年度比66.6%増の927百万円となりました。また、経常利益は営業利益の改善に加えて受取配当金などの営業外収益の増加などにより、前連結会計年度比38.0%増の1,422百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益に投資有価証券清算益16百万円を、特別損失に投資有価証券評価損197百万円、固定資産の減損損失148百万円および関係会社出資金評価損77百万円を計上しました結果、前連結会計年度比24.3%減の664百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

## 食品事業

当連結会計年度におきましては、主力の菓子部門は「お客様に喜んで戴ける商品づくり」をテーマとして商品開発を行い、「アルファベットでメッセージお届け大作戦！キャンペーン」などの販売促進活動を展開したことなどにより、売上が好調に推移して増収となりました。チョコレート類は、チョコレートの健康効果に関心が寄せられるなか、主力ブランドの「アルファベットチョコレート」や新商品の「アーモンドチョコレート カカオ73」などのファミリータイプの商品や、受託商品などが売上を伸ばして増収となりました。キャンディ類は、自社商品が健闘して増収となりました。

粉末飲料部門は、「meitoレモンティー発売40周年記念キャンペーン」やレシピ提案サイトとのタイアップ企画、増量キャンペーンなどの販売促進活動に取り組みましたところ、売上が拡大して増収となりました。

また、主として九州地区で製造・販売している冷菓部門は、受託商品が売上を落としましたが、自社商品が伸長して増収となりました。

そのほか、連結子会社の株式会社エースベーカリーは、積極的な営業施策を継続しましたところ、ケーキ類は売上を伸ばしましたが、主力のバウムクーヘン類が市場競争の激化により苦戦して減収となりました。

これらの結果、食品事業の売上高は前連結会計年度比6.5%増の20,972百万円となりました。営業利益につきましては、販売促進費や減価償却費の増加などが利益の圧迫要因となりましたが、売上高の増加や退職給付費用の減少などによる売上原価率の改善などにより、前連結会計年度比25.9%増の1,262百万円となりました。

## 化成品事業

酵素部門につきましては、海外を主な市場としており円安の恩恵を受けるなか、チーズ用凝乳酵素「レンネット」の売上は増加しましたが、脂肪分解酵素「リパーゼ」が苦戦して海外での売上を落とし、減収となりました。

また、薬品部門につきましては、医薬品、X線フィルムなどの原料用の「デキストラン」および乳癌転移検出用医療機器で使用される「デキストランマグネタイト」などが売上を伸ばし、増収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は前連結会計年度比6.0%増の2,278百万円となり、営業利益につきましては前連結会計年度比111.5%増の230百万円となりました。

## 不動産事業

不動産事業につきましては、ゴルフ場の営業収入の増加などにより、売上高は前連結会計年度比3.9%増の315百万円となりましたが、営業利益は前連結会計年度比1.3%減の111百万円となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は7,555百万円で、主なものは愛知県瀬戸市の新工場建設の購入手付金などであります。これらに必要な資金は、自己資金および金融機関からの借入金により調達いたしました。

### (3) 資金調達の状況

当社はチョコレートの新工場建設の資金調達を目的として、取引銀行6行との間に総額13,360百万円のシンジケートローン契約を締結しております。なお当連結会計年度末における借入実行残高は5,500百万円であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、世界経済の成長を背景に景気の回復基調が続いているものの、消費者は商品価格に敏感で節約志向が根強く残っており、企業間の厳しい販売競争が続くものと懸念されます。また、食品業界におきましては、販売促進費や物流コストなどの負担が収益を圧迫する一方で、消費者の健康や安全性への志向がますます高まっており、食品の安全性確保と品質向上への取り組みが一層強く求められております。

このような状況のもと、当社グループは、安全・安心で高機能な商品を提供するとともに、売上規模の拡大や設備の更新、事業活動の効率化を進めて収益力の強化を図り、永続的な発展と企業価値の増大を目指してまいります。具体的な取り組み課題は以下のとおりであります。

- \* 食品事業につきましては、国内では少子高齢化や人口減少が進むなかで、市場の縮小による企業間の販売競争は激しさを増しており、厳しい経営環境が続くものと予想されます。このような環境のもと、当社グループは、消費者の健康志向や高品質な商品の要

請にお応えできるよう、需要の変化を的確に捉えた商品開発と販売活動に取り組んでまいります。同時に「アルファベットチョコレート」や粉末飲料の「レモンティ」、また連結子会社である株式会社エースベーカリーの「厚切りバウムクーヘン」などの中核ブランドをさらに強化するとともに、グループ各社の連携を一段と高めて効率的な運営を行い、食品事業の拡大を目指してまいります。

また現在、本年9月の稼働を目指して、愛知県瀬戸市内にチョコレートの新工場を建設しております。新工場を確実に立ち上げ、生産の効率化とコストの低減、品質の向上を実現してまいります。

一方、高齢化社会が進展し介護食の需要が高まるなか、栄養食品につきましては、高齢者の健康に配慮した商品を提案して、収益の拡大を目指してまいります。

さらに、株式会社エースベーカリーにおきましても、お客様に満足いただける商品づくりと精力的な営業活動に取り組み、販売シェアの拡大と収益力の向上に努めてまいります。

今後も当社グループは、原材料の厳選とFSSC22000に則った食品安全マネジメントシステムの運用などにより品質管理体制を強化して、お客様に安全で高品質な商品をお届けできますよう注力してまいります。

\* 化成品事業の酵素部門におきましては、主力製品であるチーズ用凝乳酵素「レンネット」の欧米・中近東・中南米など海外市場での販売促進を一層強化してまいります。改良次世代品につきましては、その付加価値を活かして販路の拡大に努めるとともに、既存品につきましても海外主要顧客との連携を強化し、販売シェアの拡大を目指してまいります。脂肪分解酵素「リパーゼ」やリン脂質製造酵素「ホスホリパーゼ」につきましては、新規用途開拓および既存用途での顧客開拓を推進するとともに、主力製品以外の製品の用途開拓に努め、販売拡大に取り組んでまいります。また、生産の効率化やコスト削減を進めて収益力の強化を図ってまいります。さらに「レンネット」第三世代製品の開発、「リパーゼ」の製法と品質の改良を促進し、それらの技術や製品の早期の実用化を目指してまいります。

薬品部門では、MRI（磁気共鳴画像）診断用肝臓造影剤『リゾビスト』の原薬「フェルカルボトラン」を始めとする磁性流体「デ

キストランマグネタイト」につきましては、癌のリンパ節転移検出用機器の普及とともに、新たな画像診断装置での利用や新規MRI造影剤の開発研究を促進してまいります。医薬品などの原料である「デキストラン」につきましては、食品用途や特殊な工業用途での販売促進、国内外での販路拡大に取り組んでまいります。また、「デキストラン」から合成した誘導体の化粧品素材や臨床検査用試薬などでの販売拡大とともに、新規機能の開発を通して新たな販路の開拓を目指してまいります。混合飼料「ヘルシーフレンド」につきましては、飼料等の適正製造規範(GMP)の確認証を取得しており、引き続き国内外での販売拡大に努めてまいります。

いずれの分野でも国内外からの安全と品質に対する要請が強まっておりますので、食品用途に関しましてはFSSC22000、医薬用途におきましては原薬GMPガイドラインに則り、生産管理、品質管理基準の向上に取り組み、事業基盤の強化に努めてまいります。

今後とも時代の変化に対応し、お客様に信頼され社会に貢献できる企業として継続的に発展するよう、全社を挙げて努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 73 期 (平成27年3月期)	第 74 期 (平成28年3月期)	第 75 期 (平成29年3月期)	第76期(当期) (平成30年3月期)
売 上 高(百万円)	20,080	21,390	22,137	23,565
経 常 利 益(百万円)	224	951	1,030	1,422
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	64	763	877	664
1株当たり当期純利益(円)	3.86	45.40	51.95	39.32
総 資 産(百万円)	51,972	51,807	60,570	67,793
純 資 産(百万円)	38,701	38,670	41,019	44,016

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社エースベーカーリー	40,000 千円	100.00 %	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30,000	100.00	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000	100.00	ゴルフ場経営

### ③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
名糖アダムス株式会社	180,000 千円	50.00 %	食品の製造

### ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。



## (7) 主要な事業内容

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事業	主要製品等
食品事業	チョコレート、粉末飲料、パウムクーヘン、ゼリー、アイスクリーム、キャンディ、ケーキ、栄養食品
化成品事業	レンネット（チーズ用凝乳酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）、デキストラン（血漿増量剤、血流改善剤等）、香料（食品添加物）、デキストラン・サルフェート（高脂血症剤等）、デキストランマグネタイト（MRI造影剤、医療機器材料等）、混合飼料、デキストラン鉄（動物薬）
不動産事業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本社	名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
支店	東京支店（東京都府中市）、名古屋支店（名古屋市西区）、大阪支店（大阪市福島区）、福岡支店（福岡県福津市）
工場	名古屋工場（名古屋市西区）、枇杷島工場（愛知県清須市）、小牧工場（愛知県小牧市）、八王子工場（東京都八王子市）、福岡工場（福岡県福津市）

### ② 子会社

株式会社エースペーカーリー（愛知県小牧市）
名糖乳業株式会社（福岡県飯塚市）
プリンスゴルフ株式会社（福岡県宮若市）

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
526名	7名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員192名）は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,366 百万円
株式会社大垣共立銀行	1,547
三井住友信託銀行株式会社	1,500
株式会社中京銀行	250
株式会社福岡銀行	150
株式会社三井住友銀行	150

- (注) 1. 当社においては、チョコレートの新工場建設の資金の効率的な調達を行うため上記の6行とシンジケートローン契約を締結しております。当期末におけるシンジケートローン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。
- |                |           |
|----------------|-----------|
| シンジケートローン契約の総額 | 13,360百万円 |
| 借入実行残高         | 5,500百万円  |
| 差引額            | 7,860百万円  |
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 17,265,000株 (自己株式369,035株を含む)  
(3) 株主数 11,712名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
名糖産業取引先持株会	1,125	6.66
興和株式会社	920	5.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	785	4.65
高砂香料工業株式会社	753	4.46
三井住友信託銀行株式会社	713	4.22
興和新薬株式会社	640	3.79
株式会社大垣共立銀行	600	3.55
名糖運輸株式会社	537	3.18
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	453	2.68
東邦瓦斯株式会社	453	2.68

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小島寛志	代表取締役社長	名糖アダムス株式会社代表取締役副社長 株式会社エースベーカリー代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社代表取締役社長
加藤重昭	常務取締役 化成品事業部長兼東京研究所長 兼八王子工場長	
三矢益夫	取締役 業務部長兼食品開発部長	
山崎 潔	取締役 総務部長兼経理部長	
梶原八雄	取締役 福岡工場長	名糖乳業株式会社代表取締役社長
藤田欣弘	取締役 営業本部長	
山下喜郎	取締役	大和産業株式会社顧問
佐野佳之	常勤監査役	
稲越千束	監査役	公認会計士 セブン工業株式会社社外監査役
宮 博 則	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役山下喜郎氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役稲越千束氏および宮 博則氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役稲越千束氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の異動
- (1) 平成29年6月28日開催の第75期定時株主総会において、梶原八雄氏および藤田欣弘氏は取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成29年6月28日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、瀧川敦志氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	75,620千円 (4,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19,200千円 (6,000千円)

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額2,400万円以内と決議いただいております。
2. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

## (4) 社外役員に関する事項

取締役 山下喜郎

### ① 重要な兼職先と当社との関係

大和産業株式会社顧問であります。同社は、当社と原材料購入等の取引があり、また、健康保険組合を同じくする会社でもあります。

### ② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席いたしました。客観的な観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

監査役 稲越千束

### ① 重要な兼職先と当社との関係

セブン工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回および監査役会10回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を行っております。

監査役 宮 博則

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会 8 回および監査役会10回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,000千円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 企業理念、経営基本姿勢および企業行動憲章を定め、当社企業グループ全体にこれらを遵守する体制を敷く。
  - ② 「名糖産業グループコンプライアンスマニュアル」（以下「コンプライアンスマニュアル」という）を制定し、これに基づきコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス事務局および各部署にコンプライアンス責任者を置く。
  - ③ 「コンプライアンスマニュアル」の実施要領の中で、次のことを定めて運用する。
    - ・ 企業行動憲章を役員および社員に周知徹底するとともに広く社会へ周知する。
    - ・ コンプライアンスの理解のための教育を通じ、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたる。
    - ・ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを知った場合は、事務局または社外顧問弁護士宛に通報する。（なお、会社は、通報内容を秘守するとともに、通報者に対しては何ら不利益を受けられない体制を整備した。）
    - ・ 万一問題が発生した場合は、コンプライアンス責任者が速やかに解決にあたり、内容によりコンプライアンス委員会にて審議し、対応する。
    - ・ 違反した場合には、社内規則または取締役会において処分する。
  - ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整える。
  - ⑤ このほか、日常発生する法律問題全般に関しては、弁護士と顧問契約を結び、助言と指導を適時受けられる体制を設ける。

## (2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① 食品事業においては、FSSC22000に基づく食品安全マネジメントシステムの導入、ISO9001に基づく品質保証体制と「食品事故危機管理マニュアル」に基づき食品事故防止委員会を設け、化成品事業においては、「医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理規則（GMP）」に基づく品質保証体制のもとに、それぞれ教育訓練・システム検証等を実施し、損失の危険の管理を行う。また、有事には必要に応じ、広報・PL事故等の対応委員会を設置して全社的に対応する。
- ② 大規模自然災害や感染症等の発生により会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、「事業継続計画（BCP）」を定め事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。
- ③ 債権管理については、食品事業は営業本部の管轄の下、「販売管理規程」に基づき、各支店が必要に応じ信用調査を実施し、化成品事業は回収リスクの高い海外との直接取引について、同事業部または経理部ができる限り貿易一般保険や銀行保証などのリスクヘッジを行い、重ねて経理部が計数的管理を行う。
- ④ 平時においては、部門ごとに予見可能なリスクを洗い出し、そのリスク軽減に取り組む。

## (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規則を整備し、各部門の権限と責任を明確にするとともに、収益管理を徹底、追求する体制を整える。
- ② 統制環境としては、代表取締役および担当取締役が出席して各事業の進捗を報告する月次決算報告会を毎月開催しており、このほか経営環境の分析、利益計画の進捗状況の把握および社内組織の整備等を目的とした各種会議を定期的に、また必要に応じ開催し、そのうち、部署長（部長・工場長・支店長等）以上で構成する会議には、代表取締役社長、担当取締役および執行役員が出席する。
- ③ 業務の運営については、目標管理制度を導入しており、各年度の予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行し、監視する。
- ④ 日常の職務遂行については、「稟議規程」に基づき、稟議事項の明確化、徹底化を社内に浸透させ、重要事項については必ず決裁権者の決裁を受ける体制を整え、全社的に日々実践する。

- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 文書等の保存については、法令・社内規則に基づき行う。
  - ② 情報の管理については、情報ネットワークに関する使用規定および運用ルールを定めており、個人情報に関しては、「個人情報保護マニュアル」を制定し、これに基づき、基本方針ならびに運用規則を定めて対応する。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社企業グループ全体のコンプライアンスは、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会が統括・推進しており、グループ各社にコンプライアンス責任者を置く。また、相談・通報体制については、その範囲をグループ全体とする。
  - ② グループ各社の経営については、当社取締役が各社の取締役を一部兼務するが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、健全性、効率性等の向上を図る。
  - ③ 当社企業グループの財務報告の信頼性を確保することについては、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき社長を委員長とする内部統制委員会を設ける等、有効かつ適切な「内部統制報告書」を提出するための体制を整える。
- (6) 監査役を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人は、監査役の要請に応じて、総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
  - ② 上記の要員が監査役の要請による任務を遂行する場合は、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、監査役の要請があるときは、会社の業務および財産の状況に関して必要な報告および情報提供を行う。  
なお、当社は、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。



- ② 代表取締役は、必要に応じ随時、監査役および会計監査人と情報の交換を行うとともに、経営に影響を及ぼす重要事項について協議する。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役は、月次決算報告会等にも出席し、取締役の業務執行を監査するとともに、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行う。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

## 7. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度に実施した当社の業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス

当社は、当社企業グループ全体のコンプライアンスを統括・推進するコンプライアンス委員会を1回開催しました。当該委員会では、業務遂行上のコンプライアンス状況を審議し、必要な情報を取締役会に報告することとしております。

### (2) リスク管理

食品事故防止委員会を1回開催し、重大事故の発生の防止または重大事故が発生した場合の被害を最小限とすることを目的に、危機管理体制強化に取り組みました。

### (3) 取締役の職務執行

当社は、取締役会を8回開催し、法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。また、代表取締役および担当取締役が出席する月次決算報告会、生産報告会を毎月開催し、各事業の進捗を分析・評価しました。

### (4) 監査役の職務執行

監査役会を10回開催し、職務執行の状況について報告するとともに、監査役相互による意見交換等を行いました。また、監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は、月次決算報告会等にも出席し、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行いました。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	12,271	<b>流動負債</b>	8,166
現金及び預金	4,605	支払手形及び買掛金	2,534
受取手形及び売掛金	4,834	短期借入金	150
有価証券	199	1年内返済予定の長期借入金	86
商品及び製品	1,057	未払金	2,924
仕掛品	402	未払費用	1,919
原材料及び貯蔵品	940	未払法人税等	263
繰延税金資産	217	返品調整引当金	4
その他	37	その他	283
貸倒引当金	△22	<b>固定負債</b>	15,610
<b>固定資産</b>	55,522	長期借入金	5,727
<b>有形固定資産</b>	18,841	繰延税金負債	6,246
建物及び構築物	4,030	役員退職慰労引当金	7
機械装置及び運搬具	3,356	固定資産撤去費用引当金	210
工具器具及び備品	130	退職給付に係る負債	2,980
土地	5,080	その他	437
建設仮勘定	6,243	<b>負債合計</b>	23,776
<b>無形固定資産</b>	78	<b>(純資産の部)</b>	
投資その他の資産	36,602	<b>株主資本</b>	27,031
投資有価証券	36,465	資本金	1,313
長期貸付金	8	資本剰余金	76
繰延税金資産	2	利益剰余金	26,347
その他	154	自己株式	△705
貸倒引当金	△28	その他の包括利益累計額	16,985
		その他有価証券評価差額金	16,987
		退職給付に係る調整累計額	△2
<b>資産合計</b>	67,793	<b>純資産合計</b>	44,016
		<b>負債・純資産合計</b>	67,793

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		23,565
売 上 原 価		15,025
売 上 総 利 益		8,540
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,612
営 業 利 益		927
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	579	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	64	
そ の 他	15	660
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
固 定 資 産 除 売 却 損	109	
支 払 手 数 料	23	
そ の 他	3	165
経 常 利 益		1,422
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 清 算 益	16	16
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	197	
減 損 損 失	148	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	77	423
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,014
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	440	
法 人 税 等 調 整 額	△90	350
当 期 純 利 益		664
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		664

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,313	76	26,020	△704	26,706
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△337		△337
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			664		664
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	326	△1	325
当 期 末 残 高	1,313	76	26,347	△705	27,031

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	14,317	△4	14,313	41,019
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△337
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				664
自 己 株 式 の 取 得				△1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	2,670	1	2,671	2,671
当 期 変 動 額 合 計	2,670	1	2,671	2,997
当 期 末 残 高	16,987	△2	16,985	44,016

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	11,127	<b>流動負債</b>	6,701
現金及び預金	4,537	支払手形	250
受取手形	125	買掛金	1,421
売掛金	3,754	未払金	2,893
有価証券	199	未払費用	1,665
商品及び製品	1,040	未払法人税等	259
仕掛品	400	返品調整引当金	4
原材料及び貯蔵品	846	その他	205
繰延税金資産	198	<b>固定負債</b>	14,973
その他	45	長期借入金	5,500
貸倒引当金	△22	繰延税金負債	6,194
<b>固定資産</b>	53,518	退職給付引当金	2,856
<b>有形固定資産</b>	17,729	固定資産撤去費用引当金	210
建物	3,581	その他	213
構築物	329	<b>負債合計</b>	21,674
機械及び装置	2,481	<b>(純資産の部)</b>	
車輛運搬具	15	<b>株主資本</b>	26,148
工具器具及び備品	108	資本金	1,313
土地	4,992	資本剰余金	76
建設仮勘定	6,220	資本準備金	76
<b>無形固定資産</b>	71	<b>利益剰余金</b>	25,463
<b>投資その他の資産</b>	35,718	利益準備金	328
投資有価証券	35,431	その他利益剰余金	25,135
関係会社株式	166	配当準備積立金	720
関係会社出資金	7	固定資産圧縮積立金	891
長期貸付金	31	別途積立金	22,200
その他	106	繰越利益剰余金	1,323
貸倒引当金	△25	<b>自己株式</b>	△705
<b>資産合計</b>	64,646	評価・換算差額等	16,823
		その他有価証券評価差額金	16,823
		<b>純資産合計</b>	42,971
		<b>負債・純資産合計</b>	64,646

## 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		17,552
売 上 原 価		10,577
売 上 総 利 益		6,975
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,176
営 業 利 益		798
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	595	
そ の 他	10	605
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
固 定 資 産 除 売 却 損	98	
支 払 手 数 料	23	
そ の 他	3	147
経 常 利 益		1,257
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 清 算 益	16	16
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	197	
減 損 損 失	148	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	77	423
税 引 前 当 期 純 利 益		849
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	425	
法 人 税 等 調 整 額	△134	291
当 期 純 利 益		558

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,313	76	328	720	891	22,200	1,103	25,243	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△337	△337	
当 期 純 利 益							558	558	
自 己 株 式 の 取 得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	220	220	
当 期 末 残 高	1,313	76	328	720	891	22,200	1,323	25,463	

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△704	25,928	14,227	14,227	40,156
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△337			△337
当 期 純 利 益		558			558
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,596	2,596	2,596
当 期 変 動 額 合 計	△1	219	2,596	2,596	2,815
当 期 末 残 高	△705	26,148	16,823	16,823	42,971

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

名糖産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木 勝 広 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 實 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名糖産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名糖産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

名糖産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木 勝 広 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 實 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名糖産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

名糖産業株式会社 監査役会

常勤監査役 佐野 佳之 ㊟

社外監査役 稲越 千束 ㊟

社外監査役 宮 博 則 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。  
期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額337,919,300円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにいたしました。監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものです。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、名糖産業株式会社と称する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. 医薬品、医薬部外品、医療用具、動物用医薬品、化粧品、その他化成品の製造および販売	
2. 菓子、飲料、調味食品、食品添加物、その他食品の製造および販売	
3. ゴルフ場の建設・経営	
4. 不動産の賃貸	
5. 前各号に関連および附随する一切の事業	
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置き、支店の所在地は取締役会で定める。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、譲渡すべき株式を保有していないときは、この限りでない。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)  第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(任期)  第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の3分の2以上が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬および賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって失効する。</p> <p>第3条 この改正規定は平成21年6月26日から施行し、平成21年1月5日に遡って適用する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当会社は、第76期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こじま ひろし 小島 寛志 (昭和27年6月26日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社代表取締役社長（現任）  (重要な兼職の状況) 名糖アダムス(株) 代表取締役副社長 ㈱エースペーカリー 代表取締役社長 プリンスゴルフ(株) 代表取締役社長	16,230株
	(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。		
2	みつ やます お 三矢 益夫 (昭和34年9月3日生)	昭和57年4月 当社入社 平成20年6月 当社総務部長 平成23年6月 当社執行役員総務部長 平成25年6月 当社取締役総務部長 平成26年6月 当社取締役総務部長兼生産部長 平成27年4月 当社取締役総務部長兼業務部長 平成27年6月 当社取締役業務部長兼食品開発部長（現任）	11,600株
	(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	やま ぎき きよし 山 崎 潔 (昭和32年9月3日生)	昭和57年4月 当社入社 平成20年6月 当社経理部長 平成23年6月 当社執行役員経理部長 平成27年6月 当社取締役総務部長兼経理部長 (現任)	10,100株
		(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。	
4	かじ わら やつ お 梶 原 八 雄 (昭和30年7月10日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年6月 当社福岡工場長 平成23年6月 当社執行役員福岡工場長 平成29年6月 当社取締役福岡工場長 (現任)  (重要な兼職の状況) 名糖乳業(株) 代表取締役社長	4,200株
		(取締役候補者とした理由) 当社の生産部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。	
5	ふじ た よし ひろ 藤 田 欣 弘 (昭和31年4月3日生)	昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社名古屋支店長 平成26年10月 当社東京支店長 平成27年4月 当社執行役員営業本部長兼東京支店長 平成29年4月 当社執行役員営業本部長 平成29年6月 当社取締役営業本部長 (現任)	8,900株
		(取締役候補者とした理由) 当社の販売部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。	

(注) 1. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。

- (1) 小島寛志氏は、名糖アダムス株式会社の代表取締役副社長を兼務し、当社は同社との間で原材料購入等の取引を行っております。
- (2) その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>※ たき かわ あつ し 瀧川 敦志 (昭和29年3月29日生)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成19年4月 当社名古屋工場長 平成20年6月 当社執行役員名古屋工場長 平成23年6月 当社取締役名古屋工場長 平成29年6月 当社常勤参与(現任)</p>	5,800株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社の生産部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p>			
2	<p>※ いな こし ち づか 稲越 千束 (昭和24年6月15日生)</p>	<p>昭和50年3月 監査法人伊東会計事務所 入所 昭和55年9月 公認会計士登録 平成10年7月 同監査法人代表社員 平成23年7月 有限責任 あずさ監査法人退所 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成26年6月 セブン工業(株)社外監査役(現任)  (重要な兼職の状況) セブン工業(株) 社外監査役</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	※ みや ひろ のり 宮 博 則 (昭和51年3月7日生)	平成19年9月 弁護士登録 寺澤綜合法律事務所入所 平成28年6月 当社監査役(現任)	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 稲越千束氏および宮 博則氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、本議案の承認可決を前提に両取引所に届け出ております。
4. 当社は稲越千束氏および宮 博則氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。瀧川敦志氏、稲越千束氏、宮 博則氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。



## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、平成30年7月1日に効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
みやもと しょうじ 宮本正司 (昭和31年2月8日生)	昭和60年10月 監査法人伊東会計事務所入所 平成元年3月 公認会計士登録 平成17年7月 中央青山監査法人代表社員 平成19年8月 あずさ監査法人代表社員 平成22年9月 有限責任 あずさ監査法人理事 平成26年9月 同監査法人監事 (平成30年6月30日同監査法人退所予定)	0株
(補欠の社外取締役候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 宮本正司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 宮本正司氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会において、年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご承認いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、あらためて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委

員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額1億3,000万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役7名(うち社外取締役1名)であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額2,400万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上



## 株主総会会場ご案内

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



【場 所】 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール

【TEL】 052-231-7851（代表）

【交 通】 **地下鉄** 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分  
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分  
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

**市バス** 名古屋駅バスターミナル（⑧番のりば）より「外堀通」下車すぐ  
駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。